

公立大学法人横浜市立大学新型コロナウイルス感染症により生じた事態に  
対処する職員の特殊勤務手当に関する要綱

制 定 令和 2 年 5 月 29 日  
最近改正 令和 5 年 5 月 8 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公立大学法人横浜市立大学職員特殊勤務手当要綱（以下「要綱」という。）第 3 条第 2 項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処する職員の特殊勤務手当について、必要な事項を定めるものとする。

(特別業務手当)

第 2 条 職員が令和 2 年 2 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日までの間において、別表の支給対象又は業務内容の欄に掲げる業務に従事した場合には、同表の支給額の欄に定める手当を支給する。

(雑則)

第 3 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行し、令和 2 年 2 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 令和 5 年 5 月 8 日以降に別表の支給対象又は業務内容の欄に掲げる業務に従事した場合に支給する手当の同表の適用については、同表中「3,000円」とあるのは「1,500 円」と、「4,000円」とあるのは「2,000円」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 8 日から施行する。

別表

支給対象又は業務内容	支給額	備考
職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）の患者若しくはその疑いのある者（以下「患者等」という。）があつた病院内その他の理事長が認める場所において、患者等の生命及び健康を保護するために行われた業務その他理事長がこれに準じると認める業務に従事した場合	業務に従事した日1日に つき、3,000円（患者等の身 体に接触して又はこれらの 者に長時間にわたり接 して行う業務その他理事 長がこれに準ずると認め る業務に従事した場合に あっては、4,000円）とする	公立大学法人横浜市立大 学職員の勤務時間・休日及 び休暇等に関する規程第 2条の規定によりあらか じめ割り振られた勤務時 間が午前0時を超える場 合において、支給対象の業 務に従事した場合は1日 とする